

■海外でも生命保険をご活用いただけます。本紙をご確認のうえ、お手続きをお願いいたします。

海外へ渡航される前	「海外渡航通知書」をご提出ください。 本紙 1 をご確認ください
海外へ渡航された後	「取引に関する届出書」をご提出ください。 本紙 2 をご確認ください。
海外から帰国されたとき	「帰国届」と「取引に関する届出書」をご提出ください。 本紙 3 をご確認ください。
海外滞在中のお手続き・ お取扱いについて	本紙 4 ～ 6 をご確認ください。

1 海外渡航前のお手続きについて

対象者：契約者、すえ置き保険金受取人、年金開始後の年金受取人

長期にわたり海外に滞在される場合は、大切なご契約を継続いただくために、日本国内在住者または勤務先法人を代理人としてご指定いただき「保険料のお払込み」(※)「諸通知の送付先」について、委任していただく必要があります。

(※)「保険料のお払込み」については保険料お払込みの義務を代理するものではありません。

恐れ入りますが、別紙「海外渡航通知書」と契約者(または受取人)さまの本人確認書類(注)を当社担当者または大樹生命お客さまサービスセンターまでご提出ください。

(注)「本人確認書類」は有効期間中の下記のいずれかひとつをご用意ください。

コピーを用意	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・健康保険証 ・運転経歴証明書 ・後期高齢者医療被保険者証 ・マイナンバーカード(顔写真面) ・パスポート
--------	---

■海外へご持参いただきたい書類について

- 保険証券には重要な契約内容が記載されていますので、海外滞在中に保障内容を確認する必要が生じた場合、またはご契約についての照会等を当社宛に行う場合に備え、以下の書類をご持参ください。

海外滞在中の手続きがスムーズになります。

- ・「海外へ渡航されるお客さまへ」(本紙)
- ・添付書類
- ・「ご契約のしおりー約款」
- ・保険証券

■保険料のお払込み方法について

大切なご契約の効力が失われないように、保険料のお払込み方法について、次のいずれかをお選びください。

- ご指定の口座からの引去り、または勤務先の給与引去りによる方法
- 海外滞在中の保険料を一括してお払込みいただく方法

※お払込みが困難になった場合でも保障の内容を変更してご継続いただくことが可能です。

② 海外への居住地国の変更にもない必要となる手続きについて

渡航先にかかわらず税務上の居住地国について、「取引に関する届出書」をご提出ください。

海外からの返送につきまして、封筒・送料はお客様までご用意ください。

- 海外へ渡航される方は全員①をご確認ください。
- 米国へ渡航される方は、①とあわせて②もご確認ください。

① 渡航先を問わず海外へ渡航される方の

共通報告基準（CRS）にもとづく自動的情報交換に関する手続きについて

2017年1月より施行された「租税条約等実施特例法」により、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換制度（AEOI）にもとづく手続き」が必要となり、海外へ渡航される場合は、「税法上の居住地」等、所定の事項について生命保険会社へ届出いただくことが必要となりました。

あわせて、同封の「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度に関するお客様へのお願い」をご確認ください。

■居住地（納税地）の判断について

- 日本に住所等を有する方は日本
- 外国の法令において住所を有するなど一定の基準により、所得税・法人税に相当する税を課税されている方は当該外国

※ご不明点がある場合は、税理士等の専門家または最寄りの税務署にお問合せください。

■「取引に関する届出書」の提出時期

居住地国の変更	提出時期
海外へ渡航	海外へ渡航し居住地国（納税地）が変更になった後、3カ月以内 ^(※)
日本へ帰国	帰国後、居住地国（納税地）が変更になった後、3カ月以内
海外間の異動	居住地国（納税地）が変更になった後、3カ月以内

(※)海外渡航通知書ご提出時に、すでに渡航先国の外国納税者番号を取得済みの場合は「海外渡航通知書」と同時に「取引に関する届出書」をご提出ください。

- 渡航先にかかわらず税務上の居住地国について、同封の「取引に関する届出書」の提出が必要です。
- 帰国や転居等により、税法上の「居住地」変更となる場合は、あらためて「取引に関する届出書」のご提出が必要となりますので、大樹生命お客様サービスセンターまでご連絡ください。
- 居住地変更後3カ月以内にご提出ください。

※「取引に関する届出書」は、大樹生命ホームページからも取り出せます。

② 米国へ渡航される方の

外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に関する手続きについて

2014年7月から開始されている米税法「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」により所定の計算方法で米国への滞在日数が183日以上となった場合、米国居住者として米国納税義務者に該当します。

あわせて、同封の「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に関するお客さまへのお願い」をご確認ください。

■ 183日以上となる滞在日数の計算方法

- 対象年度の滞在日数に、その前年の滞在日数の3分の1に相当する日数、前々年の滞在日数の6分の1に相当する日数を加えた総数

※永住権所有者は、滞在日数にかかわらず米国居住者に含まれます。

■米国納税義務者となった場合について

- 米国納税義務者となり、かつ下記のいずれかに該当する場合は、同封の「取引に関する届出書」のご提出が必要です。

(a) 2014年7月1日以降に申込みをされた契約

(b) 2014年7月1日以降に契約者変更をされた契約

(c) 年金開始後、2014年7月1日以降に年金受取人の変更をされた契約

※上記に該当しない場合、当お手続きに関する書類提出・お申出は不要です。

■米国納税義務者ではなくなった場合について

- 上記で米国納税義務者となった方が、その後米国納税義務者ではなくなった場合、あらためて「取引に関する届出書」のご提出が必要となりますので、大樹生命お客さまサービスセンターまでお申出ください。

※「取引に関する届出書」は、大樹生命ホームページからも取り出せます。

③ 帰国時のお手続きについて

海外から帰国された場合は、同封の「帰国届」をご提出いただくか、または大樹生命お客さまサービスセンターまたは当社担当者までご連絡ください。

「居住地国」が変更となりますので、「取引に関する届出書」のご提出が必要となります。

4 海外滞在中のお手続きについて

■海外滞在中の保障について

ご契約が有効であれば、国内と同様に約款の規定にもとづいて保険金・給付金をお支払いします。入院または手術について給付金をご請求いただく場合は、入院先が「日本国内の病院または診療所と同等の医療施設」であることが必要です。

■契約内容の変更手続き、契約者貸付金等のご請求手続きについて

- 契約内容の変更（減額・払済保険または延長保険への変更手続き等）や解約、契約者貸付、請求払配当金、積立金一部引出し、すえ置き金払出し等のお手続きを希望される場合、必要書類をお送りしますので、直接契約者ご本人が大樹生命お客さまサービスセンターまでお申出ください。
- 日本国内のご親族（三親等以内）を代理人としてお申出いただくこともできます。お取扱いできない手続きもありますので、お問合せください。
- お申出の際、次の点について確認いたします。
 - ①証券番号 ②契約者名 ③請求書類の送付先住所

■名義変更のお手続きについて

- 必要書類をお送りしますので、直接契約者ご本人が大樹生命お客さまサービスセンターまでお申出ください。
- お申出の際、次の点について確認いたします。
 - ①証券番号 ②契約者名 ③請求書類の送付先住所
- 請求書には契約者および被保険者ご本人のご署名をお願いいたします。
- 代理人さまからのご請求はお取扱いできません。

■満期保険金・生存給付金・祝金・年金等のご請求手続きについて

- 各種ご請求案内は、指定された日本国内居住の代理人さま宛に支払期日の3週間前までにお届けします。（ドリームロード、ドリームロードステップにご加入のお客さまは、5ページの「**■ドリームロード、ドリームロードステップの生存給付金のご請求手続きについて**」をあわせてご確認ください。）
- 直接請求される場合、当社所定の請求書は契約者または受取人さまがご記入ください。

〈ご請求に必要な書類〉

	契約者または受取人さま が海外から直接請求する場合	日本国内の代理人(三親等以内)さま が請求する場合
当社所定の請求書	契約者（または被保険者）さま・受取人さまのご署名をお願いします。	手続きを委任された代理人さまのご署名をお願いします。
サイン証明（コピー可）	必要（※1）	必要
委任通知書	—	契約者（または受取人）さまが代理人を指定し、契約者（または受取人）、代理人さまがそれぞれご署名ください。
本人確認書類（注）	—	必要
在留証明書（コピー可）	「住民票」の提出が必要な満期・年金等の手続きで、海外居住のため「住民票」の提出ができない場合にご提出ください。	

（※1）パスポートのコピー（①写真・署名のあるページ ②旅券番号記載ページ ③渡航先の出入国ページ）をご提出いただくことでサイン証明書の提出を省略できます。その際、お支払金がある場合の送金先は、保険料振替口座、または日本国内の契約者またはお受取人名義の口座をご指定ください。
自動化ゲートをご利用で「③渡航先の出入国ページ」が提出できない場合は、「自動化ゲート利用登録済み」の

スタンプが押されたページのコピーを「③渡航先の出入国ページ」に代えてご提出ください。

(注) 「本人確認書類」は有効期間中の下記のいずれかひとつをご用意ください。

コピーを用意	・運転免許証 ・健康保険証	・運転経歴証明書 ・後期高齢者医療被保険者証	・マイナンバーカード（顔写真面） ・パスポート
--------	------------------	---------------------------	----------------------------

■公的書類の有効期限について

- 公的書類は、発行後6カ月以内のものをご提出ください。

■年金請求についてのご注意

- 海外滞在中の年金の自動送金はありませんので、現況届にてご請求ください。
- ご請求の都度、サイン証明書もご提出ください。
- 海外に居住し「非居住者」^(※2)に該当する場合は、
[{年金額 (+ 増加年金)} + 配当金 - 必要経費] × 20.42% の税率で源泉分離課税を差し引いてのお支払いとなります。

■ドリームロード、ドリームロードステップの生存給付金のご請求手続きについて

- 指定された日本国内居住の代理人さま宛に支払期日の3週間前までに「お支払期日到来のご案内」をお届けします。
生存給付金請求書は同封していませんので、請求書の同封を希望される場合は、お申出ください。
- 支払期日までに生存給付金のご請求がない場合は、会社所定の利率で利息を付利し、指定通貨で自動的にすえ置かれます。すえ置かれた生存給付金は、ご請求手続きによりいつでもお受取りいただくことができます。
- すえ置かれた生存給付金のお受取りを希望される場合は、すえ置き金請求書が必要となりますので、直接契約者ご本人より大樹生命お客さまサービスセンターまで請求書のお取寄せをお申出ください。
- 海外に居住し「非居住者」^(※2)に該当する場合は、
[生存給付金 - 必要経費] × 20.42% の税率で源泉分離課税を生存給付金から差し引きますので、支払期日前にお知らせください。
 - ・支払期日にお受取りをご希望の場合は、源泉分離課税を差し引いてお支払いいたします。
 - ・支払期日までにご請求がない場合、源泉分離課税を差し引いて自動的にすえ置きいたします。

(※2) 非居住者

日本の所得税法では、『国内に「住所」を有し、または、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人』以外の個人と規定しています。

※ご不明な点については、税理士等の専門家または最寄りの税務署にお問合せください。

■お取扱いができない手続きについて

海外滞在中は「保険加入」「保障見直し」「ご契約の効力が失われたときの復活」のお手続きはできません。

■被保険者さまがお亡くなりになった場合のご請求について

- 被保険者さまが海外滞在中にお亡くなりになった場合のご請求は、受取人さまより直接、大樹生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。必要な書類をお送りします。
- ご連絡いただいた際は、次の点について確認いたします。
 - ①証券番号
 - ②被保険者名
 - ③お亡くなりになった方のお名前と被保険者さまとの関係
(ファミリー保障特約等ご家族を保障する特約の支払事由に該当する場合)
 - ④お亡くなりになった日と原因
 - ⑤不慮の事故によりお亡くなりになった場合の事故の状況
 - ⑥保険金受取人さまの氏名、被保険者さまとの続柄等
 - ⑦ご連絡いただいた方のお名前(保険金受取人さま以外からのご連絡の場合)
 - ⑧請求書類の送付先住所
- 日本国内居住のご親族を経由して必要書類を提出することもできます。

〈ご請求に必要な書類〉

当社所定の書類	別途ご用意いただく書類
<ul style="list-style-type: none"> ・請求書 ・事故状況報告書 (※4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証券 ・死亡診断書(死体検案書) (※1) ・渡航先日本公館発行の受取人さまのサイン証明書 (受取人さまが日本国内居住の場合は本人確認書類 (※2)) ・渡航先日本公館発行の受取人さまの在留証明書 (受取人さまが日本国内居住の場合は受取人さまの戸籍抄(謄)本(コピー可)) ・被保険者さまの死亡事実の記載がある戸籍謄(抄)本または住民票(コピー可) ・事故証明書 (※3)

(※1) 海外でお亡くなりになった場合は、渡航先の医師、公的機関で発行された書類が必要となります。なお、日本国内の公的機関の認定印のある写しでもお取り扱いします。

(※2) 本人確認書類は有効期間中の下記のいずれかひとつをご用意ください。

コピーを用意	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・健康保険証 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転経歴証明書 ・後期高齢者医療被保険者証 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(顔写真面) ・パスポート
--------	--	---	--

(※3) 海外で不慮の事故によりお亡くなりになった場合は、不慮の事故であることを証明する現地の警察等の公的機関で発行された事故証明書が必要となります。ご提出いただけない場合は、新聞記事か勤務先等による証明書を提出ください。

(※4) 海外で不慮の事故によりお亡くなりになった場合に必要となります。被保険者さまの勤務先またはご遺族等で、被保険者さまがお亡くなりになった状況について報告を受けられた方がご記入ください。

■入院・手術等給付金のご請求手続きについて

●お申出の際、次の点について確認いたします。

- ①証券番号
- ②被保険者名
- ③入院された方のお名前と被保険者さまとの関係
(ファミリー保障特約等ご家族を保障する特約の支払事由に該当する場合)
- ④入院期間・手術日・病名・手術名
- ⑤不慮の事故によるご入院の場合は、事故の状況

●ご請求には次の3つの方法があります。

・帰国後のご請求

給付金受取人さまが帰国された後に、大樹生命お客さまサービスセンターまでお申出ください。

・海外からのご請求

給付金受取人さまより直接、大樹生命お客さまサービスセンターまでお申出ください。

日本国内居住のご親族を経由して必要書類をご提出いただくことができます。

・代理人さまのご請求

日本国内のご親族(三親等以内)を代理人として、請求および受領を委任される方法です。この場合は委任通知書の提出が必要となります。当社所定の委任通知書にご記入いただき、サイン証明書とともに代理人さまにお送りください。その際、請求者名は請求および受領を委任された代理人さまとなります。

〈ご請求に必要な書類〉※ご請求内容によっては、下記以外の書類をご提出いただくことがあります。

当社所定の書類	別途ご用意いただく書類
<ul style="list-style-type: none">・給付金請求書・入院・手術証明書(診断書)・通院証明書(通院給付金をご請求の場合) 入院給付金の支払われる入院の原因となった傷病の治療を目的とする通院がお支払いの対象・事故状況報告書 海外で不慮の事故により受傷の場合に必要・委任通知書(代理人さまからのご請求の場合)	<ul style="list-style-type: none">・事故証明書^(※1)・戸籍謄(抄)本もしくは住民票^(※2) (コピー可)・渡航先日本公館発行の受取人さまのサイン証明書 (コピー可) (代理人さまからのご請求の場合)

(※1)海外で不慮の事故により受傷された場合は、不慮の事故であることを証明する現地の警察等の公的機関で発行された事故証明書が必要となります。ご提出いただけない場合は、新聞記事か勤務先等による証明書をご提出ください。

(※2)ご家族を保障する特約のご請求の場合、給付金受取人さまと受療されたご家族との関係がわかる戸籍謄(抄)本もしくは住民票(いずれもコピー可)が必要となります。

■障がい状態になられた場合について

- 病気や不慮の事故で約款に定められた高度障がい状態になられた場合は、高度障がい保険金のお支払いの対象となります。
- 不慮の事故を原因として、約款に定められた身体障がい状態になられた場合は、障がい給付金のお支払いの対象となります。
- ご請求の手続きについては身体障がい状態の詳細な内容を確認する必要があるため、帰国された後に日本国内の医師が証明した当社所定の「障がい診断書」にてご請求ください。

- お手続きについての詳細は担当営業部にご確認ください。
- 不慮の事故によって障がい状態になられた場合、交通事故については警察の証明、その他事故については勤務先などの証明、新聞記事などをご提出ください。

5 海外送金のお取扱いについて

- お支払金の送金先は、原則として日本国内口座となりますが、特にご要望があれば海外送金をお取扱いします。
- 滞在国の諸事情（政情・経済交流・法的規制等）によりお取扱いできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

・ お支払いの対象

契約者貸付金、請求払配当金、積立金、すえ置き金、解約返戻金、減額返戻金、満期保険金、年金、入学祝金、生存給付金、無事故給付金、すえ置き保険金、給付金（入院・手術等）、死亡保険金

・ 送金方法

- ・ 海外のご請求者・受取人名義の銀行口座へ電信扱いにより円貨建てで送金いたします。
- ・ 口座へのご入金是在住国の現地通貨で行われます。
- ・ 円貨から外貨への交換は在住国の銀行が採用するレートで行われます。

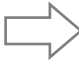


・ 送金手数料

送金手数料は、ご請求者・受取人さまのご負担となりますので、送金額は送金手数料を差し引いた金額となります。

※ご請求をいただいてから入金までに日数を要しますので、あらかじめご了承ください。

6 大樹生命カードのお取扱いについて

- 「大樹生命カード」は、海外のATMではご利用いただけません。
- 海外渡航通知書のご提出後、日本国内の提携ATMサービスのご利用もできなくなりますのでご了承ください。
- 「大樹生命カード」の利用再開については、帰国後、契約者ご本人からお申出ください。
- 海外滞在中は、「大樹生命カード」の作成はできません。

お問合せ先	
電話	<p>大樹生命お客さまサービスセンター</p> <p>国内から   0120-318-766</p> <p>海外から  TEL 81-3-3818-5614</p> <p>受付時間：平日9：00～18：00（日本時間） （土・日・祝日・年末年始を除く）</p>
インターネット	<p>大樹生命ホームページ https://www.taiju-life.co.jp/</p>
手続書類 送付先	<p>〒277-8655 千葉県柏市東上町8-18 大樹生命保険株式会社 お客さまサービスセンター（住所管理）</p>

※ご契約内容についてのお問合せは、「証券番号」をご確認のうえ契約者（または受取人）さまよりお願いいたします。

保険料収納 G(住所管理)

2021.7 BF210708